

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年5月31日（平成28年（行個）諮問第85号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行個）答申第154号）

事件名：特定日に特定労働基準監督署監督官が特定個人からの相談を踏まえて本人に聴取した内容の記録の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成26年特定月日に特定労基署より連絡が入る。事実と異なるため、特定労基署の指導により、特定個人に対し、書類を自宅に郵送した。そのときのやり取りについての情報及び特定個人が行った相談記録」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成28年1月8日付け静労個訂（決）第27-2号により静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法30条2項により訂正しないとされた箇所については、相談内容に対して審査請求人が述べたとされる内容が事実と違っているため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 2 理由

##### （1）本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が法18条1項の規定に基づく部分開示決定（平成27年12月1日付け静労個開（決）第27-166号）により開示を受けた保有個人情報であって、特定個人に係る相談票の処理状況・意見の欄の情報について訂正を求めるものであり、法27条1項1号の訂正請求権の対象である情報に該当する。

また、訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解されているところである。

## (2) 本件訂正請求の内容について

本件訂正請求の対象となる保有個人情報は、特定個人が行った相談に対する記録である。当該保有個人情報の一部は、相談対応に必要な範囲で労働基準監督官（以下「監督官」という。）が審査請求人に対して事情を確認した際のやりとり記録であり、この部分が訂正請求の対象となっている。

審査請求人は「相談内容に対して審査請求人が述べたとされる内容が事実と違っているため」と主張しており、その内容は訂正請求書中別紙「訂正請求の趣旨について」の1ないし4である。

## (3) 訂正の要否について

本件対象保有個人情報は、審査請求人に関する情報であると同時に、審査請求人以外の特定個人に関する情報でもあり、監督官が特定個人から受けた相談の内容を踏まえ、審査請求人に対し電話で聴取した内容のうち、特定個人からの相談記録という利用目的に照らして必要と判断した範囲内において記載したものである。

訂正請求時において処分庁において監督官に確認した結果、

- ・ 対象文書2頁目3行目ないし7行目のうち、別紙の1ないし3の『』の部分に該当する記述については、細かい部分について記憶が明確でないところもあるが、そのように言っていたと思う。
- ・ 別紙の4の「」の部分についてはそのような趣旨の助言を行った可能性は否定できないが、『』の内容を含め明確に記憶していない。
- ・ 相談記録について事実と反する内容を記載したという認識はない。と申し立てており、審査請求を受け諮問庁において改めて確認したところ、同様の申し立てであった。

諮問庁において対象文書を見分したところ、当該文書の作成日は相談のあった当日であることが認められる。したがって、監督官が特定個人や審査請求人から聴取、回答した内容のうち、必要と判断したものを当日中に監督官が記録したものであり、事実と記録の内容に大きな相違が生じることは考えにくい。

また、監督官が審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという特段の事実も理由も認められない。

以上のことから、審査請求人が主張するような事実と異なる内容を記

述したと判断できる具体的な根拠がないと判断できるものである。

また、対象文書は、特定個人が行った相談の内容等について、上記利用目的に照らして必要と判断した範囲内で記載されているものであり、仮に別紙の4で記載された内容が事実であったとしても、審査請求人から得た情報全てを記載する必要はないものである。

したがって、本件対象保有個人情報については、審査請求人からの訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

### 3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①平成28年5月31日 | 諮問の受理         |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年12月1日    | 審議            |
| ④同月20日      | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成27年12月1日付け静労個開（決）第27-166号により開示決定がされた本件対象保有個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求めるものである。

処分庁は、不訂正の理由として、訂正請求の各項目が事実と異なると判断できる具体的な根拠がなく、訂正請求に理由があるとは認められないため、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、事実と異なっていると、その訂正を求めている。

これに対し、諮問庁も原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

#### 2 訂正請求対象情報該当性について

##### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事

実でない」と判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

## (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、別紙の訂正請求部分は、特定個人が行った相談に対する記録のうち、監督官が審査請求人に対して事情を確認した際のやり取りの内容であることから、いずれも、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

## 3 訂正請求の要否について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の2(3))において、訂正の要否について以下のとおり説明する。

本件対象保有個人情報は、審査請求人に関する情報であると同時に、審査請求人以外の特定個人に関する情報でもあり、監督官が特定個人から受けた相談の内容を踏まえ、審査請求人に対し電話で聴取した内容のうち、特定個人からの相談記録という利用目的に照らして必要と判断した範囲内において記載したものである。

訂正請求時において処分庁において監督官に確認した結果、

- ・ 対象文書2頁目3行目ないし7行目のうち、別紙の1ないし3の『』の部分に該当する記述については、細かい部分について記憶が明確でないところもあるが、そのように言っていたと思う。
- ・ 別紙の4の「」の部分についてはそのような趣旨の助言を行った可能性は否定できないが、『』の内容を含め明確に記憶していない。
- ・ 相談記録について事実と反する内容を記載したという認識はない。

と申し立てており、審査請求を受け諮問庁において改めて確認したところ、同様の申立てであった。

諮問庁において対象文書を見分したところ、当該文書の作成日は相談

のあった当日であることが認められる。したがって、監督官が特定個人や審査請求人から聴取、回答した内容のうち、必要と判断したものを当日中に監督官が記録したものであり、事実と記録の内容に大きな相違が生じることは考えにくい。

また、監督官が審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという特段の事実も理由も認められない。

以上のことから、審査請求人が主張するような事実と異なる内容を記述したと判断できる具体的な根拠がないと判断できるものである。

また、対象文書は、特定個人が行った相談の内容等について、上記利用目的に照らして必要と判断した範囲内で記載されているものであり、仮に別紙の4で記載された内容が事実であったとしても、審査請求人から得た情報全てを記載する必要はないものである。

したがって、本件対象保有個人情報については、審査請求人からの訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

(2) そこで、別紙の「事実」に該当する部分の訂正の要否について検討する。

ア 別紙の1ないし3に掲げる訂正請求は、特定個人が行った相談について、監督官が審査請求人に対して事情を確認した際の審査請求人の発言内容につき、記載の削除を求めるものである。

当審査会において、審査請求人の保有個人情報訂正請求書を確認したところ、同人が主張する当該部分の記載が発言した内容と異なっており、事実でないという客観的根拠は示されていない。

また、「当該文書の作成日は相談のあった当日であることが認められる。したがって、監督官が特定個人や審査請求人から聴取、回答した内容のうち、必要と判断したものを当日中に監督官が記録したものであり、事実と記録の内容に大きな相違が生じることは考えにくい。また、監督官が審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという特段の事実も理由も認められない」とする諮問庁の説明には不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該請求について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

イ 別紙の4に掲げる訂正請求は、特定個人が行った相談について、監督官が審査請求人に対して事情を確認した際の審査請求人の発言内容につき、記載の追加を求めるものである。

本件対象保有個人情報が記録されている相談票は、その体裁や内容を見ると、当事者の発言内容及び行動を細大漏らさず記載するこ

とが要求されている文書ではなく，担当者の理解に基づき相談対応に必要な範囲で記載される文書であると認められる。

当審査会において，審査請求人の保有個人情報訂正請求書を確認したところ，記載の追加を求める内容を発言したとの具体的な根拠を認めることができず，また，その内容は，特定個人が行った相談に直接対応した内容とは必ずしも認めることはできないことから，「対象文書は，特定個人が行った相談の内容等について，利用目的に照らして必要と判断した範囲内で記載されているものであり，仮に別紙の4で記載された内容が事実であったとしても，審査請求人から得た情報全てを記載する必要はないものである」との諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該請求について，法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の訂正請求につき，その全部を法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については，本件対象保有個人情報は，同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 開示文書2頁2段目3行目の『11月17日の時点で、次の契約は更新しないとの説明はしたため、』は、事実と異なるので削除すべきである。
- 2 開示文書2頁2段目3行目ないし4行目の『本日も、「以前も伝えたとおりだが、12月13日で契約期間満了で退職となる」ということを伝えた。』は、事実と異なるので削除すべきである。
- 3 開示文書2頁2段目4行目ないし6行目の『理由は治療費の請求に際して、10月6日に私病で病院にかかった際の診断書代も一緒に請求してきたことなどである。』は事実と異なるので削除すべきである。
- 4 当日、当社は監督署に対し、本人の無断欠勤が続いて困っていることと、その対処方法についての助言を求め、「明日からの出社を求める書面と雇用契約書を本人あてに郵送すること」というアドバイスを受けているところであるから、その旨の記載がないのは事実を正確に記述しているとは言えない。『事業主より、無断欠勤が続いており、対応に苦慮している旨の相談あり。雇用関係が継続していることを明確にする方法として、出社通知と雇用契約書を労働者あて郵送する方法が考えられることを教示した。』が開示文書2頁2段目に追記されるべきである。